

安心して暮らすには「平和」が一番

米誌タイムが報道

米誌タイム5月22・29日号は、岸田文雄首相を表紙とする同首相の特集記事を掲載します。11日までに電子版で公開しました。表紙では「日本の選択」と題し、「岸田氏は数十年にわたる平和主義を放棄し、日本を真の軍事大国にすることを望んでいる」と断じています。

記事では、増大する中国の影響力を抑止しようと狙う米国の求めを受けて、「岸田氏は、世界第3位の経済大国（日本）を、それに見合った軍事力のある大国にしようとしている」と分析。中国が日本近隣で軍事演習を行う等の状況に対抗するため、「彼は昨年12月に、第2次世界大戦後、最大の軍拡を公にした」と「安保3文書」について触れています。

日本の平和憲法や「核

岸田氏は真の軍事大国化望む



米誌タイム5月22・29日号
(同誌ホームページより)

兵器のない世界」を目指すとする岸田氏の姿勢と再軍拡が相いれないという見方があることも指摘しました。

広島の被爆者で反核平和活動家のサーロー節子さんが、『核兵器のない世界』に向け取り組むことが最優先課題と言ったが、現時点では、彼は私たちがだましていると思う」と語り、岸田首相の軍拡路線に警告を発していることも伝えています。

“苦しい中でも生活切り詰め税金払ってます”

多くの町民は「税金は払うべきもの」と思っておられることでしょう。少ない所得でも、ギリギリまで生活を切り詰めて税金を払っている町民がいるにもかかわらず、多額の不納欠損処理、しかも着服事件を理由にしているなんて決して許されるものではありません。今回、町の税務行政を正すため、住民監査請求を経て訴訟をたたかってきました。多くの方に裁判の行方を注目していただきたいと思います。

税務の公平・公正を求める裁判 (略称:税金裁判)とは

2019年1月に甲良町民18人が野瀬喜久男町長を相手に提起した裁判。平成28年度、29年度の決算期に甲良町が合計約2,569万円(※注)を不能欠損とした行為(徴収する権

利の放棄にほぼ等しい行為)は町行政の怠慢にあたり不当・不法だと主張。不能欠損処理を行った時期に該当する町長らに対し、損害額を補てんすることを求めている。現在28回目の期日(4月21日)を経て裁判所は和解の方向を提起。被告(町長)は「和解」方式ではなく「期日調書」にて確認することを主張している。最終日の5月31日は原告の西川誠一さん、山田裕康さん、西澤が意見を述べる予定。

※注:約2,569万円の内訳は、平成16年度から27年度にわたる延べ599人分の町税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税の滞納額を不能欠損とした。【再掲】

税金裁判最終日のお知らせ

とき:5月31日11時開廷

ところ:大津地方裁判所

☆どなたも傍聴できます

「彦根」ご当地ナンバープレート アンケート始まる

野瀬町長が独断で彦根市に協力して申請してしまった「ご当地ナンバー」問題。改めて町民の意向を確認するというもの。最終的に制度が始まれば、「滋賀」を選択できなくなります。

「補聴器購入補助 大変助かりました」

本年4月1日より始まった補聴器購入補助制度が大好評です。☆補助限度額4万円、所得制限ナシ。☆詳しくは保健福祉課へ。

甲良民報

2023年5月14日 883号

発行責任:日本共産党甲良町議員

連絡:甲良町在土373(西澤)

Tel:38-4949 Fax:38-2242

▲「しんぶん赤旗」
5月12日号より

ご相談・ご要望をどうぞ。 ☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949

©日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】